

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）認知症施策推進計画策定準備
事業実施業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）認知症施策推進計画策定準備事業
実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで

3 委託業務の目的

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 6 年 1 月 1 日施行。以下「基本法」という。）において、都道府県は、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定することが求められており、その策定にあたっては、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くとともに、国の認知症施策推進基本計画（令和 6 年 1 2 月 3 日閣議決定）において示された「新しい認知症観」や基本法について県民等の間で理解を深める取組が必要とされる。

本業務は、（仮称）宮城県認知症施策推進計画を策定するにあたって、認知症の人本人である「みやぎ認知症応援大使」を積極的に活用するなどして、広く県民等に情報発信するとともに普及啓発イベントを実施し、「新しい認知症観」や基本法について理解促進を図ることを目的とする。

4 委託業務内容等

次の（１）及び（２）の業務を実施すること。

なお、それぞれの業務を実施するにあたっては、マスメディア、ソーシャルメディア等を活用し、集客を図ること。

（１）認知症の理解促進のための普及啓発イベントの開催

基本法の目的や基本理念に基づき、認知症の人や家族等の意見を聴いて、一般県民、認知症の人や家族等、企業、介護事業所、認知症の医療・介護・福祉に携わる者等が「新しい認知症観」や基本法についての理解を深め、「自分ごと」として考える機会となるイベント（講演会等）を開催し、参加者へのアンケートを実施すること。

なお、イベントは、次の①から⑤の内容で実施すること。

- ① 日 時：令和 7 年 9 月（予定）
- ② 会 場：県内の交通至便地を設定すること
- ③ 規 模：3 0 0 から 4 0 0 名程度
- ④ 開催数：1 回
- ⑤ 対象者：一般県民、認知症の人や家族等、企業、介護事業所、
認知症の医療・介護・福祉に携わる者等

（２）みやぎ認知症応援大使の活動に係る支援

ア イベントの開催

認知症の理解の促進及び認知症の人本人からの発信を支援するため、令和6年12月に県が委嘱した「みやぎ認知症応援大使」を広く一般県民等に周知するためのイベント（講演会等）を開催し、参加者へのアンケートを実施すること。

なお、イベントは、次の①から⑤の内容で実施すること。

- ① 日 時：令和7年6月6日（金）
- ② 会 場：宮城県庁2階講堂
- ③ 規 模：150から200名程度
- ④ 開催数：1回
- ⑤ 対象者：一般県民、認知症の人や家族等、企業、介護事業所、
認知症の医療・介護・福祉に携わる者等

イ PR 動画の作成

認知症の理解の促進及び認知症の人本人からの発信を支援するため、令和6年12月に県が委嘱した「みやぎ認知症応援大使」を広く一般県民等に周知するためのPR動画を作成すること。

① 動画の内容

みやぎ認知症応援大使（4名）の活動状況や思いが視聴者に伝わるような動画であること。

YouTube等のメディアで再生可能な動画（動画の長さは提案による）を4名分及びCMとして使用可能な動画（30秒1本または15秒2本）を作成すること。

② 動画の企画

動画内容等の企画にあたっては、委託者及びみやぎ認知症応援大使と協議すること。

③ 動画の制作

動画の制作にあたって、みやぎ認知症応援大使以外の人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合は、受託者の負担とすること。

また、動画サイズは1920×1080（16：9）とし、データ形式はMP4とすること。

④ 動画の編集

映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。

⑤ 納入期限

令和7年11月28日（金）

⑥ その他

動画閲覧数増加に資する企画があれば提案すること。

5 業務の基本方針

- （1）業務目的を踏まえ、効果が最大となるように配慮すること。
- （2）業務の目的に沿った業務実施の方向性を設定すること。
- （3）業務の進捗状況は、委託者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6 業務完了報告書

本業務完了後、事業の実施状況等の実績を、写真等とともに掲載した任意様式の実施報告書を作成し、速やかに委託者へ提出すること。本業務で作成した各種報告書、企画配布物、広報物等についても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

① 提出形式：電子媒体 1 部 紙媒体 1 部

② 提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課地域包括ケア推進班

7 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は委託者に帰属するものとし、また、委託者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

8 その他

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。